



県章

群馬県報

平成22年
2月26日(金)
第8767号

目次

ページ

規 則	
○群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	2
告 示	
○特定有害物質による汚染されている区域の指定の解除(環境保全課)	3
○銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正(自然環境課)	3
○解除予定保安林(森林保全課)	3
○同	4
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	4
○道路の供用廃止(道路管理課)	4
○兼用工作物の管理協議の成立(河川課)	5
○河川区域変更による廢川敷地等(同)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	5
○土地改良区清算人の退任の届出(農村整備課)	6
○土地改良区役員の退任の届出(同)	7
○土地改良事業の完了(同)	7
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告(監理課)	7
○都市計画事業の認可(都市計画課)	8
○開発工事の完了(建築住宅課)	8
人事委員会規則	
○群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	9
人事委員会公告	
○平成22年度群馬県警察官A等採用試験の実施	10
落 札	
○落札者等の決定(県民健康科学大学)	12

■ 告 示

◎群馬県告示第41号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、平成19年群馬県告示第156号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成22年2月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 富岡市田篠字原町158番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 テトラクロロエチレン

◎群馬県告示第42号

銃猟禁止区域の設定の告示(平成5年群馬県告示第685号)の一部を次のように改正し、平成22年3月1日から施行する。

平成22年2月26日

群馬県知事 大澤 正 明

表尾島・早川・南前小屋銃猟禁止区域の項中「尾島・早川・南前小屋銃猟禁止区域」を「尾島・早川銃猟禁止区域」に改め、「並びに利根川右岸の堤防と群馬県と埼玉県との境界との交点を起点とし、これから同堤防を東及び東北東に進んで再び群馬県と埼玉県との境界との交点に至り、これから弧を描くように南西及び西北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域」を削り、「1,055ヘクタール」を「1,026ヘクタール」に改める。

◎群馬県告示第43号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年2月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字松谷字鳶岩1032の2・1032の3・1032の8・1064の2・1065の2・1066の2・1067の2(以上7筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、1032の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。